

子どもの権利ってなに？

○ 「権利」ってなんだろう？

安平町では、子どもたちに対し「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」と説明しています。

○ 子どもの権利条約は、大きく区分して次の4つの権利を確保するためのものです。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること。

例えば、住むおうちがあり、きれいな水や栄養のあるごはんをたべ、かぜをひいたときに病院に行くことができること。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。

例えば、学校で勉強したり、友達と遊んだりして自分の才能（力）を伸ばし、成長できること。



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

例えば、あらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸せに生きられること。



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

例えば、子どもの意思が尊重され、自分のやりたいこと、やってみたいことについて自由に発言や活動ができる権利です。



問合せ

教育委員会事務局学校教育グループ gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

☎ 7036